

酒販年金返還に関する問題について

年金運用ファンドの償還と返還金問題について以下の通りご報告いたします。

記

(マスコミ報道)

マスコミ各社においては、酒販年金について様々な報道がなされています。

平成 17 年 1 月 19 日の臨時総会において、以下のような報告がなされ、業界紙が一斉に報じたことにより、一般紙やNHKの報道につながったものです。

また、平成 17 年 3 月 11 日付けで国税庁が中央会に対して、酒販年金の業務に関して業務是正命令・運営改善勧告を発出したことで、一般各紙が 3 月 12 日、13 日に一斉に報じました。

< 臨時総会における説明の概略 >

年金資金の運用において平成 16 年 6 月末に償還を迎えた 20 億円の償還が遅延しているという不測の事態が起こったため、年金加入者への平成 16 年 8 月 23 日に予定していた第 1 期返還ができなくなる恐れが出てきました。そこで、中央会理事会は、第 1 期返還が滞ることは絶対に避けるべきであるとの判断から、全国酒販協同組合連合会(以下、「全酒協」)の銀行預金を担保に 13 億円を銀行より借り入れて、第 1 期分の返還に充てたのです。その際、全酒協に対しては、中央会の所有する不動産の譲渡担保を設定しました。この 13 億円の借入れと全酒協への不動産の譲渡担保設定が、総会での決定を待たずに行われたことが中央会の定款に違反しているとして、後に国税庁より業務是正命令が発出されたところです。

(未償還問題)

今回の運用未償還については、平成 15 年 1 月よりクレディ・スイス銀行と契約をして 143.9 億円を投資し、ファンド会社の仕組み債(障害保険債券)を購入していましたが、そのファンド会社から委託されたローン実行会社(イギリスの法律事務所へ交通事故や労災申請、障害訴訟等への貸付けと回収業務を行う会社)が倒産(清算)となったため、平成 16 年 6 月の償還金 20 億円が未償還となった事が原因です。

これらの事情から、内外において契約の内容が不備だったのではないか、リスク調査が不徹底でなかったか、あるいは理事会や総会に諮らずやったのではないか、既に回収が不可能なのではないかといった疑義が取り沙汰されました。

(弁護士対応)

中央会は、国際弁護士と契約し、この仕組み債のファンドの全容と未償還に係る実態調査として、相手のレポート報告にある現状把握と関係機関(金融機関、ファンド会社、清算したローン実行会社とその債権を委託された新たなる回収会社等)の対応調査を依頼し、償還遅延の明確な理由と中央会の資産保全と確保がなされているかの報告をお願いしております。

先般、弁護士より、ローン実行会社が倒産(清算)となったため、回収スキームが機能しなくなって償還が滞ったとの報告と運用資金については非常に厳しい状況にあるとの報告はありましたが、具体的に回収不可能との言葉はなく、日本の渉外弁護士はもちろん、現地イギリスの弁護士と中央会が直接契約し、実態調査及び回収に注力させることが、相手の回収業務の確認と回収実行の近道であるとの見解がありました。中央会は今後も具体的な資産の保全状況と回収の是非についての早急な報告を求めています。

(臨時総会)

平成 17 年 3 月 23 日に開催された臨時総会では、第 1 号議案から第 3 号議案までの 17 年度予算の承認をいただきました。

第 4 号議案「借入総金額の最高限度額案承認の件」、第 5 号議案「固定財産の譲渡担保設定案承認の件」については、年金第 1 期返還額の不足分を 13 億円借入れしたこと、その担保を中央会の所有する不動産に設定したことが中央会定款違反であるため総会決議の承認をいただくようにとの国税庁の業務是正命令に基づき議場に諮り、様々な質疑や意見が出された後、賛成多数で承認されました。

また、年金資産の契約や運営について第三者的に調査を行うために設置された年金調査委員会(県の連合会長等)からは、契約に至る不備や役員の組織決定に関する善管義務不足を指摘されました。今後の回収の可能性については、現段階でファンド全体が回収不能とされていないので、あらゆる手立てを講じ、関係者が一丸となってファンドの償還等に向けて折衝しなければならないと発言がありました。

(情報開示)

情報開示として、加入者への現状報告のための通知をすべきですが、費用的な面を考え、出来る最大限の措置として、FAX 旬報、酒販通信はもとよりインターネットの中央会ホームページ、電話対応等での報告説明に努めたいと思います。

(第 2 期返還の実現性)

現在、弁護士への報告によって、対応と折衝が厳しいとの中間報告がされてい
ますが、運用資産の保全と確保に関する明確な報告及び全て戻らないとの報告もな
されておられません。

中央会執行部は、弁護士や他のチャネル(関係機関)を通じて相手に対して全力を
あげて折衝をしており、5月19日の総会において、責任を持って第2期返還にむけて
の回収の是非とその具体的対応を示す事としております。

以上